

高額療養費の「申請手続きの簡素化」について

令和3年10月1日以降の申請を初回とみなし、その後高額療養費が発生した場合は、初回申請時にご指定いただいた振込先に自動振込を行います。（毎回申請書を提出する必要がなくなります。）

●自動振込対象要件 次の要件を全て満たす世帯です。

- (1) 国民健康保険料の滞納がない
- (2) 診療時点で松戸市国民健康保険に加入している

※登録口座が使えなくなった場合や被保険者番号が変更された場合は自動振込を解除いたします。再度申請書をご提出ください。

※自動振込の解除や振込先の変更を希望される場合は、お申し出ください。

●その他注意事項について

- ・自動振込は、診療月から約3か月半後に行います。
- ・75歳到達等により、後期高齢者医療制度へ移行した場合は、後期高齢者医療制度において別途高額療養費の手続きが必要です。
- ・自動振込適用中は、振込がある場合のみ決定通知書を送付いたします。
- ・交通事故等第三者行為、または工作中的の事故による傷病（労災）において診療を受けた場合は、ご連絡をお願いいたします。
- ・自動振込の対象となるのは初回申請後に新たに発生する高額療養費のみです。初回申請以前に発生している高額療養費については、従来どおり申請書のご提出が必要です。